

(趣旨)

第1条 この規程は、新潟工科大学食品機能開発研究センター規程第11条第1項の規定に基づき、新潟工科大学食品機能開発研究センター（以下「センター」という。）の利用に関し、「動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）」（以下「法」という。）、「実験動物の飼養及び保管並びに苦痛の軽減に関する基準（平成18年環境省告示第88号）」（以下「飼養保管基準」という。）、及び文部科学省が策定した「研究機関等における動物実験等の実施に関する基本指針（平成18年6月）」（以下「基本指針」という。）を踏まえ、日本学術会議が作成した「動物実験の適正な実施に向けたガイドライン（平成18年6月）」（以下「ガイドライン」という。）を踏まえ、新潟工科大学（以下「本学」という。）における動物実験等を適正に行うため、動物実験計画の承認手続き等の必要な事項を定めるものとする。

2 動物実験等については、法、飼養保管基準、基本指針、総理府告示の「動物の処分方法に関する指針」、その他の法令等に定めがあるもののほか、この規程の定めるところによるものとする。

3 動物実験等の実施にあたっては、法及び飼養保管基準に即し、動物実験等の原則である代替法の利用（科学上の利用の目的を達することができる範囲において、できる限り動物を供する方法に代わり得るものを利用することをいう。）、使用数の削減（科学上の利用の目的を達することができる範囲において、できる限りその利用に供される動物の数を少なくすること等により実験動物を適切に利用することに配慮することをいう。）及び苦痛の軽減（科学上の利用に必要な限度において、できる限り動物に苦痛を与えない方法によってしなければならないことをいう。）の3R（Replacement, Reduction, Refinement）に基づき、適正に実施しなければならない。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 「動物実験等」とは、本条第4号に規定する実験動物を教育（学生実習を含む。）、試験研究又は生物学的製剤の製造の用、その他の科学上の利用に供することをいう。
- (2) 「実験室」とは、実験動物に実験操作（48時間以内の一時的保管を含む。）を行う動物実験室をいう。
- (3) 「施設等」とは、センター及び実験室をいう。
- (4) 「実験動物」とは、動物実験等の利用に供するため、施設等で飼養または保管している動物（施設等に導入するために輸送中のものを含む。）をいう。
- (5) 「動物実験計画」とは、動物実験等の実施に関する計画をいう。
- (6) 「動物実験実施者」とは、動物実験等を実施する者をいう。
- (7) 「動物実験責任者」とは、動物実験実施者のうち、動物実験等の実施に関する業務を統括

する者をいう。

(8) 「実験動物管理者」とは、センター長を補佐し、実験動物に関する知識及び経験を有する実験動物の管理を担当する者をいう。

(9) 「飼養者」とは、実験動物管理者又は動物実験実施者の下で実験動物の飼養又は保管に従事する者をいう。

(10) 「管理者等」とは、学長、センター長、実験動物管理者、動物実験実施者及び飼養者をいう。

(11) 「指針等」とは、動物実験等に関して行政機関の定める基本指針及びガイドラインをいう。

(適用範囲)

第3条 この規程は、本学において実施される生体を用いる全ての動物実験等に適用される。

2 動物実験責任者は、動物実験等の実施を本学以外の機関に委託等する場合、委託先においても、基本指針又は指針等に基づき、動物実験等が実施されることを確認しなければならない。

(動物実験計画の立案、審査、手続き)

第4条 動物実験責任者は、動物実験等により取得されるデータの信頼性を確保する観点から、次の各号に掲げる事項を踏まえて動物実験計画を立案のうえ、年度ごとに所定の動物実験計画書(様式1)を学長に提出し、その承認を受けなければならない。

(1) 研究の目的、意義及び必要性

(2) 代替法を考慮して、実験動物を適切に利用すること。

(3) 実験動物の使用数削減のため、動物実験等の目的に適した実験動物種の選定、動物実験成績の精度と再現性を左右する実験動物の数、遺伝学的及び微生物学的品質並びに飼養条件を考慮すること。

(4) 苦痛の軽減により動物実験等を適切に行うこと。

(5) 苦痛度の高い動物実験等、例えば、致死的な毒性実験等を行う場合は、動物実験等を計画する段階で人道的エンドポイント(実験動物を激しい苦痛から解放するための実験を打ち切るタイミング)の設定を検討すること。

2 動物実験責任者は、動物実験計画について学長の承認を得た後でなければ、動物実験等を行うことができないものとする。

(動物実験計画の変更等)

第5条 動物実験責任者は、承認された動物実験計画を変更又は追加する場合は、所定の動物実験計画(変更・追加)承認申請書(様式2)を学長に提出し、その承認を受けなければならない。

(可否の決定)

第6条 学長は、第4条第1項及び第5条の規定による申請があった場合は、その内容の適合性を新潟工科大学食品機能開発研究センター運営委員会(以下「委員会」という。)に諮問し、その結果を踏まえ、承認の可否を決定した後、当該動物実験責任者に通知するものとする。

(実験操作)

第7条 動物実験実施者は、動物実験等の実施にあたって、法、飼養保管基準、指針等に即するとともに、特に次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 適切に維持管理された施設等において動物実験等を行うこと。
- (2) 動物実験計画書に記載された事項及び次に掲げる事項を遵守すること。
 - ア 適切な麻酔薬、鎮痛薬等の利用
 - イ 実験の終了の時期（人道的エンドポイントを含む）の配慮
 - ウ 適切な術後管理
 - エ 適切な安楽死の選択
- (3) 安全管理に注意を払うべき実験（物理的、化学的に危険な材料、遺伝子組換え動物等を用いる実験）については、関係法令等及びこの規程に従うこと。
- (4) 物理的、化学的に危険な材料を扱う動物実験等について、安全のための適切な施設や設備を確保すること。
- (5) 実験実施に先立ち必要な実験手技等の習得に努めること。
- (6) 侵襲性の高い大規模な存命手術にあたっては、経験等を有する者の指導下で行うこと。

(動物実験計画の終了及び中止)

第8条 動物実験責任者は、動物実験を終了又は中止する場合は、所定の様式（様式3、4）により、実験の結果及び成果等を学長に報告しなければならない。

(施設等の維持管理及び改善)

第9条 センター長は、実験動物の適正な管理並びに動物実験等の遂行に必要な施設等の維持管理及び改善に努めるものとする。

(マニュアルの作成と周知)

第10条 センター長及び実験動物管理者は、飼養保管のマニュアルを別に定め、動物実験実施者及び飼養者に周知するものとする。

(実験動物の健康及び安全の保持)

第11条 実験動物管理者、動物実験実施者及び飼養者は、飼養保管基準を遵守し、実験動物の健康及び安全の保持に努めるものとする。

(実験動物の導入)

第12条 管理者等は、実験動物の導入にあたり、関連法令及び指針等に基づき適正に管理されている機関等より導入するものとする。

2 実験動物管理者は、実験動物の導入にあたり、適切な検疫、隔離飼育等を行うものとする。

3 実験動物管理者は、実験動物の飼養環境への順化・順応を図るための必要な措置を講じるものとする。

(給餌・給水)

第13条 実験動物管理者、動物実験実施者及び飼養者は、実験動物の生理、生態、習性等に応じて、適切に給餌・給水を行うものとする。

(健康管理)

第14条 実験動物管理者、動物実験実施者及び飼養者は、実験目的以外の傷害及び疾病を予防するため、実験動物に必要な治療、健康管理等を行うものとする。

(異種又は複数動物の飼育)

第15条 実験動物管理者、動物実験実施者及び飼養者は、異種又は複数の実験動物を同一施設内で飼養、保管する場合は、その組み合わせを考慮した収容を行うものとする。

(記録の保存及び報告)

第16条 動物実験責任者は、実験動物の入手先、飼育履歴、病歴等に関する記録を整備、保存するものとする。

2 動物実験責任者は、年度ごとに所定の実験動物飼養保管報告書(様式5)により、使用動物種及び使用数について、学長に報告しなければならない。

(譲渡等の際の情報提供)

第17条 管理者等は、実験動物の譲渡にあたり、その特性、飼養保管の方法、感染性疾病等に関する情報を提供するものとする。

(輸送)

第18条 管理者等は、実験動物の輸送にあたり、飼養保管基準を遵守し、実験動物の健康及び安全の確保、人への危害防止に努めるものとする。

(危害防止)

第19条 管理者等は、逸走した実験動物の捕獲の方法及び人に危害を加える等の恐れのある実験動物が施設等外に逸走した場合の関係機関への連絡方法等を別に定めるものとする。

2 管理者等は、実験動物管理者、動物実験実施者及び飼養者が、実験動物由来の感染症及び実験動物による咬傷等に対して、予防及び発生時の必要な措置を講じるものとする。

3 管理者等は、毒へび等の有毒動物の飼養又は保管をする場合は、人への危害の発生の防止のため、飼養保管基準に基づき必要な事項を別に定めるものとする。

4 管理者等は、実験動物の飼養及び動物実験等の実施に関係のない者が実験動物等に接触しないよう、必要な措置を講じるものとする。

(緊急時の対応)

第20条 管理者等は、地震、火災等の緊急時に執るべき措置の計画を別に作成し、関係者に対して周知を図るものとする。

- 2 管理者等は、緊急事態発生時において、実験動物の保護、実験動物の逸走による危害防止に努めるものとする。

(教育訓練)

第21条 実験動物管理者、動物実験実施者及び飼養者は、次の各号に関する所定の教育訓練を受けなければならない。

- (1) 関連法令、指針等及びこの規程に関する事項
- (2) 動物実験等の方法に関する基本的事項
- (3) 実験動物の飼養保管に関する基本的事項
- (4) 安全確保、安全管理に関する事項
- (5) その他、適切な動物実験等の実施に関する事項

- 2 教育訓練の実施日、教育内容、講師及び受講者名の記録を保存するものとする。

(自己点検・評価・検証)

第22条 委員会は、動物実験等の実施状況等に関する自己点検・評価を行い、その結果を学長に報告しなければならない。

- 2 委員会は、センター長、動物実験実施者、動物実験責任者、実験動物管理者並びに飼養者等に、自己点検・評価のための資料を提出させることができる。
- 3 学長は、自己点検・評価の結果について、学外の者による検証を受けるよう努めるものとする。

(情報公開)

第23条 本学における動物実験に関する情報（動物実験に関する規程等、実験動物の飼養保管状況、自己点検・評価、検証の結果等）を毎年1回程度公表するものとする。

(準用)

第24条 第2条第4号に定める実験動物以外の動物を使用する動物実験等については、飼養保管基準の趣旨に沿って行うよう努めるものとする。

(適用除外)

第25条 畜産に関する飼養管理の教育若しくは試験研究又は畜産に関する育種改良を目的とした実験動物（一般に、産業用家畜と見なされる動物種に限る。）の飼養又は保管、及び生態の観察を行うことを目的とした実験動物の飼養又は保管については、この規程を適用しないものとする。

(事務)

第26条 この規程に基づく事務は、総務課において処理する。

(雑則)

第27条 この規程に定めるもののほか、動物実験等の適正な実施に関し、必要な事項は委員会

の議を経て、学長が別に定める。

(改正)

第28条 この規程の改正は、教授会の議を経るものとする。

附 則（平成24年5月29日制定）

- 1 この規程は、平成24年5月29日から施行する。
- 2 この規程の施行後、最初に選出される第6条第1項の構成員の任期は、同条第4項の規定にかかわらず、平成25年3月31日までとする。

附 則（平成25年3月22日一部改正）

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成27年3月11日一部改正）

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成30年3月28日一部改正）

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

様式 1

新潟工科大学動物実験計画書

新潟工科大学長 殿

☐ 新規 ☐ 変更・年度更新

提出年月日 年 月 日 受付年月日 年 月 日 受付番号

研究課題							
研究目的							
動物実験責任者名 (選択項目をチェック)	フリガナ	所属			職名・学年	動物実験の経験等	
	氏名 _____ email _____@_____	連絡先TEL:				教育訓練受講の□有□無	
動物実験実施者名 用紙に納まらない場合は別紙に記載のうえ提出すること	氏名 (フリガナ)	所属を記入				教育訓練受講の□有□無	
	メールアドレス	連絡先TEL: (携帯電話可)				教育訓練受講の□有□無	
	()					教育訓練受講の□有□無	
	@	連絡先TEL:				教育訓練受講の□有□無	
	()					教育訓練受講の□有□無	
	@	連絡先TEL:				教育訓練受講の□有□無	
	()					教育訓練受講の□有□無	
	@	連絡先TEL:				教育訓練受講の□有□無	
()					教育訓練受講の□有□無		
@	連絡先TEL:				教育訓練受講の□有□無		
実験実施期間	承認後 ～ 年 3 月				中止・終了等	年 月 日	
実験動物施設 及び 実験室	実験動物施設				実験室		
使用動物	動物種	系統	性別	匹数	微生物学的品質(○印)	入手先(導入機関名)	備考
					SPF・グリーン・CV		
					SPF・グリーン・CV		
					SPF・グリーン・CV		
					SPF・グリーン・CV		
研究計画と方法	研究概要 (研究計画と方法について、その概要を記入する。)						
	実験方法 (動物に加える処置、使用動物数の根拠を具体的に記入し、「想定される苦痛のカテゴリー」や「動物の苦痛軽減・排除方法」等と整合性をもたせる。)						

特殊実験区分 (該当項目をすべて チェック)	☐ 1. 感染実験 安全度分類: ☐ BSL1 ☐ BSL2 ☐ BSL3 ☐ 2. 遺伝子組換え動物使用実験 区分: ☐ P1A ☐ P2A ☐ P3A ☐ 3. 放射性同位元素・放射線使用実験 ☐ 4. 化学発癌・重金属実験
動物実験の種類 (選択項目をチェック)	☐ 1. 試験・研究 ☐ 2. 教育・訓練 ☐ 3. その他 動物実験を 必要とする理由 (選択項目をチェック) ☐ 1. 検討したが、動物実験に替わる手段がなかった。 ☐ 2. 検討した代替手段の精度が不十分だった。 ☐ 3. その他

想定される 苦痛のカテゴリー (選択項目をチェック)	☐ B. 脊椎動物を用い、動物に対してほとんどあるいはまったく不快感を与えないと思われる実験。 ☐ C. 脊椎動物を用い、動物に対して軽度のストレスまたは痛み(短時間持続するもの)を伴うと思われる実験。 ☐ D. 脊椎動物を用い、回避できない重度のストレスまたは痛み(長時間持続するもの)を伴うと思われる実験。 ☐ E. 無麻酔下の脊椎動物に、耐えうる限界に近い またはそれ以上の痛みを与えらると思われる実験。
動物の苦痛軽減、 排除の方法 (該当項目をすべて チェック)	☐ 1. 短時間の保定・拘束および注射など、軽微な苦痛の範囲であり、特に処置を講ずる必要はない。 ☐ 2. 科学上の目的を損なわない苦痛軽減方法は存在せず、処置できない。 ☐ 3. 麻酔薬・鎮痛薬等を使用する。 (具体的な薬名及びその投与量、経路を記入:) ☐ 4. 動物が耐えがたい痛みを伴う場合、適切な時期に安楽死措置をとるなどの人道的エンドポイントを考慮する。 ☐ 5. その他 (具体的に記入:)
安楽死の方法 (該当項目をすべて チェック)	☐ 1. 麻酔薬等の使用 (具体的な薬名及びその投与量、経路を記入:) ☐ 2. 炭酸ガス ☐ 3. 中枢破壊 (具体的に記入:) 法) ☐ 4. 安楽死させない (その理由を記入:)
動物死体の処理方法 (選択項目をチェック)	☐ 1. 大学内で焼却 ☐ 2. 外部業者に依頼 ☐ 3. その他 (具体的に記入:)
その他必要または 参考事項	(過去の動物実験計画書承認実績、学内の関連委員会への申請状況、実験動物施設・実験室の承認状況などを記入する。)

委員会記入欄	審査終了: 年 月 日
	意見等
	審査結果 ☐ 本実験計画は、新潟工科大学における動物実験規程等に適合する。 (条件等 ☐ 遺伝子組換え実験安全委員会の承認後、実験を開始すること。) ☐ 本実験計画は、新潟工科大学における動物実験規程等に適合しない。

学長承認欄	承認: 年 月 日
	本実験計画を承認します。
	承認番号: 第 号
新潟工科大学学長 印	

様式 1 別紙

新潟工科大学動物実験計画書

新潟工科大学長 殿

☐ 新規 ☐ 変更・年度更新

提出年月日 年 月 日 受付年月日 年 月 日 受付番号

研究課題				
研究目的				
動物実験責任者名 (選択項目をチェック)	フリガナ	所属	職名・学年	動物実験の経験等
	氏名 email @	連絡先TEL:		教育訓練受講の ☐ 有 ☐ 無
動物実験実施者名 (括弧内にフリガナ、 選択項目をチェック) 用紙に納まらない場合は別紙に記載のうえ提出すること	氏名 (フリガナ)	所属を記入		教育訓練受講の ☐ 有 ☐ 無
	メールアドレス	連絡先TEL: (携帯電話可)		
	()			教育訓練受講の ☐ 有 ☐ 無
	@	連絡先TEL:		
	()			教育訓練受講の ☐ 有 ☐ 無
	@	連絡先TEL:		
	()			教育訓練受講の ☐ 有 ☐ 無
	@	連絡先TEL:		
	()			教育訓練受講の ☐ 有 ☐ 無
	@	連絡先TEL:		
	()			教育訓練受講の ☐ 有 ☐ 無
	@	連絡先TEL:		
	()			教育訓練受講の ☐ 有 ☐ 無
	@	連絡先TEL:		
	()			教育訓練受講の ☐ 有 ☐ 無
	@	連絡先TEL:		
	()			教育訓練受講の ☐ 有 ☐ 無
	@	連絡先TEL:		
	()			教育訓練受講の ☐ 有 ☐ 無
	@	連絡先TEL:		

様式 2

年 月 日

新潟工科大学長 殿

動物実験計画（変更・追加）承認申請書

動物実験責任者

所 属

氏 名

印

承認番号_____の動物実験計画を下記のとおり、変更・追加したいので承認願います。

記

1. 変更・追加事項＊

（＊ 実験内容および責任者の変更は、「計画書」を新たに提出すること。また、遺伝子組換え動物の追加は遺伝子組換え実験安全委員会の承認を得ること）

1) 動物実験実施者の変更・追加

2) 実験動物種及び使用数等の変更・追加

3) 実験実施期間の変更

4) その他

2. 変更・追加等の理由

様式 3

年 月 日

新潟工科大学長 殿

動物実験（終了・中止）報告書

動物実験責任者

所 属

氏 名

印

承認番号_____の動物実験計画を下記のとおり、終了・中止しましたので報告致します。

記

1. 実験（終了・中止）年月日 年 月 日

2. 実験動物の処分年月日 年 月 日

3. 備考

様式 4

年 月 日

新潟工科大学長 殿

動物実験責任者

所 属

氏 名

印

動物実験結果報告書

新潟工科大学動物実験規程第 8 条の規定に基づき、下記のとおり報告します。

1. 承認番号	
2. 研究課題名	
3. 実験の結果 (該当項目にマークし、 その概要を簡潔に記述)	☐ 計画どおり実施 ☐ 一部変更して実施(*) ☐ 中止
	結果の概要
4. 成果 (予定を含む) (得られた業績、例：雑誌論文、図書、工業所有権などについて、著者名、論文標題、雑誌名、巻・号、発行年、頁、出版社などを記載、必要に応じて別紙に記載)	
5. 特記事項	

* 変更届が提出されていること

様式 5

年 月 日

新潟工科大学長 殿

実験動物飼養保管報告書

動物実験責任者

所 属 _____

氏 名 _____ 印 _____

新潟工科大学動物実験規程第 16 条第 2 項の規定に基づき、平成_____年度の実験動物の使用数について、下記のとおり報告します。

承認番号 : _____

月	動物種	導入数	使 用 数			計
			実験死	淘 汰	自然死	
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
1						
2						
3						
合 計						